

新発田市民文化会館



〒957-0053 新発田市中央町4丁目11番7号
TEL 0254(26)1576 FAX 0254(26)2500
<http://www.city.shibata.lg.jp/>

利用のご案内

1 開館時間

午前9時～午後9時30分

2 休 館 日

- (1)毎月第3月曜日（祝日の場合は、その翌日）
- (2)年末年始（12月28日から翌年1月3日まで）
- (3)その他、設備保守点検のため、臨時に休館することがあります。

3 使用期間

同一の催物について連続して使用できる期間は、休館日を除く3日間です。
但し、一階ホールについては、5日間です。

4 使用区分及び時間帯

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
時間帯	9:00～ 12:00	12:30～ 16:30	17:30～ 21:30	9:00～ 16:30	12:30～ 21:30	9:00～ 21:30

※上記の使用時間には、会場の準備・後片付けに要する時間を含みます。

5 使 用 料

別頁「市民文化会館使用料」・「附属設備及び備品類の使用料」のとおりです。

※施設使用料は前納制です。申請受付後すみやかに納入してください。

※附属設備及び備品類の使用料は、使用当日終了後にお支払いください。

6 冷暖房期間

冷暖房期間は次のとおりです。期間中は、冷暖房費として基本使用料の3割が加算されます。

- (1)冷房期間 6月15日から9月15日まで
- (2)暖房期間 11月15日から翌年4月15日まで

7 利用申し込みについて

●申込方法

使用者又は使用団体の代表者・担当者が直接来館し、所定の申請書により申込み手続きを行ってください。電話や口頭による申込みはお受けできません。

※大ホール及び一階ホール以外の施設は、『公共施設予約システム』による使用申請が可能です。詳しくは、市ホームページまたは施設の窓口でご確認ください。

●受付時間

【窓口】

午前8時30分～午後5時15分 ※土曜、日曜、祝日及び年末年始の休館日を除く。

【公共施設予約システム】

24時間 ※但し、受付開始日の申請については午前9時からの受付となります。

●受付期間

大ホール・一階ホール・練習室1～3…使用開始日の12ヶ月前から10日前まで

上記以外の施設…使用開始日の3ヶ月前から5日前まで

※受付開始日が土曜、日曜、祝日及び年末年始の休館日に当たる場合は順次繰り下がるものとします。

※受付開始時間に申込みが重複した時は、使用者間の協議または抽選によります。

●使用許可

【窓口で使用申請する場合】

使用料納入の際に「使用許可書」を交付します。

【公共施設予約システムで使用申請する場合】

公共施設予約システムにより申請者に通知します。

●使用許可の変更と取消し

申請内容を変更する場合や、取消しを行う場合は、所定の申請書により手続きを行ってください。

●使用料の還付

使用料を還付することができる場合及びその額は次のとおりです。還付を受けようとする場合は、所定の申請書により手続きを行ってください。

(1)使用者の責によらない理由により使用できないとき。【10割】

(2)使用取消申請書を、次に掲げる日までに提出し承認を受けたとき。【使用料の7割】

ア. 大ホール・一階ホール・楽屋⇒使用日前30日

イ. ア.以外 ⇒使用日前 5日

(3)使用変更申請書を、次の掲げる日までに提出し許可を受けたとき。【還付されるべき使用料の7割】

ア. 大ホール・一階ホール・楽屋⇒使用日前30日

イ. ア.以外 ⇒使用日前 5日

8 公共施設予約システム

『公共施設予約システム』とは、インターネットに接続したパソコンや携帯電話などから、施設の空き情報を照会したり、使用申請をしたりすることができるシステムです。施設の空き情報の照会は誰でもご利用できますが、インターネットからの使用申請をするためには、あらかじめ「利用者登録」（無料）が必要です。詳しくは市ホームページまたは施設の窓口でご確認ください。なお、当館における公共施設予約システムの利用可能範囲は次のとおりです。

施設名	空き情報の照会	使用申請
大ホール・一階ホール	○	×
楽屋	×	×
その他の施設	○	○

■新発田市公共施設予約システム ———



<http://www.pf489.com/shibata/web/>

9 使用前の準備について

●事前打ち合わせ

大ホールを使用される場合、催物を円滑に進めるため、使用日の7日前までに舞台設営、進行スケジュール、会場内外の整理等について、会館の職員と打ち合わせをしてください。その際にプログラム、台本、進行計画表等を持参してください。

●関係官庁への届出

使用許可を受けた場合、催物の内容によっては関係官庁への届出が必要です。事前にお確かめの上、必要な手続きをしてください。

(1)火気（煙草、煙、裸火、ろうそく、スモークマシン、危険物品等）を使用する場合

〒957-0063 新発田市新栄町1-8-31 ☎0254-22-3701 新発田地域広域消防本部

(2)警備を必要とする場合

〒957-0053 新発田市中央町4-2-4 ☎0254-23-0110 新発田警察署

●会館への承認申請書類が必要な場合

(1)スモークマシン等を使用する場合

(2)大ホール内容席避難誘導灯を消灯する場合

●使用責任者の選任

大ホールを使用される場合、催物の進行内容を把握し、準備から原状回復まで立ち会うことのできる使用責任者を選任してください。会館への連絡・事前打ち合わせは使用責任者を通じて行ってください。

●係員の配置・手配

催物を開催される場合、会場の設営、入場者の整理、駐車場の整理、案内、避難誘導、もぎり及び受付等は使用者の責任において係員を配置してください。

●宣伝及び広告

催物の宣伝・広告などは、使用許可後に行ってください。また、ポスター・チラシなどの印刷物には、責任の所在をはっきりさせるため、使用の許可を受けた人（団体）を主催者として明記してください。

●駐車場

会館の専用駐車場はありません。周辺の市役所本庁舎第3駐車場、第4駐車場やアイネスしばた公園駐車場を使用する場合は、各駐車場管理部署への申請等が必要です。また、駐車場内における事故等の損害やトラブルについては、会館は責任を負いません。

●その他

(1)事務用品（用紙、マジック、セロテープ、ガムテープ等）などの消耗品は使用者が用意してください。

(2)茶道具等は給湯室に用意してありますが、茶葉等は使用者で用意してください。

(3)雨天の時は玄関口の傘立てを利用してください。足りない場合は、傘入れ用ビニール袋を用意してください。

10 使用上の注意について

●使用当日について

- (1)主催者は、使用前に必ず会館事務室にお越しください。
- (2)盗難防止のため貴重品の管理は使用者の責任で行ってください。

●会場の整理

- (1)開場時間前に入場者が多数来館することが予想される場合は、混乱が生じないように早めに整理員を配置してください。
- (2)開演中に、観客が立ち上がったたり、舞台へ押し寄せたりするような混乱が予想される場合は、事故防止のため十分な整理員を配置してください。
- (3)非常時のため非常口及び避難経路を事前に確認して、入場者の安全確保に努めてください。なお、災害発生時には、直ちに会館事務室に通報するとともに、安全な場所へ入場者を避難誘導してください。

●定員の厳守

- (1)収容人員の定員以上の入場は、法律で禁じられています。
- (2)入場者が定員を超過した場合は、定員の状態となるまで開演を認めません。定員を超過した入場者に対しては、主催者で全責任を持って対処してください。

●守っていただくこと

- (1)客席内での飲食はかたくお断りいたします。
- (2)館内及び敷地内は全面禁煙です。
- (3)会館内外の壁、柱、ガラス等をよごしたり、くぎ類を打ったりしないでください。
- (4)許可なく会館内外での寄付金品の募集、物品の販売や陳列等をすることは禁止します。
- (5)許可なく火気及び危険物を使用することは禁止します。
- (6)開演及び休憩時にホールマナーについての場内放送を行ってください。
- (7)ごみは全てお持ち帰りください。生花、弁当の空箱等は業者に引き取ってもらうなどし、直ちに撤去してください。

●使用の取消（中止）

条例、規則、使用許可条件及びこれらに基づく会館職員の指示に違反したときは、会館の使用条件を変更し、又は使用を取消（中止）することがあります。

●原状回復

催し物の終了後、施設、附属設備及び備品等を元の状態に戻し、会館職員の点検を受けてください。

●使用時間の超過

使用許可時間を超過した場合は延長料金が発生します。使用終了後に会館事務室で清算してください。ただし内容によっては応じかねる場合もあります。

●損害賠償

施設、設備、備品等を破損及び滅失した場合は、直ちに会館職員に申し出てください。なお、損害については賠償していただきます。

市民文化会館使用料

施 設 名		床面積 (㎡)	収容人数 (人)	基 本 使 用 料 の 額 (円)					
				(午前) 9:00～ 12:00	(午後) 12:30～ 16:30	(夜間) 17:30～ 21:30	(午前～午後) 9:00～ 16:30	(午後～夜間) 12:30～ 21:30	(全日) 9:00～ 21:30
大ホール (全席)	平日	1.192	916	19,190	33,040	46,890	42,680	64,020	80,030
大ホール (2・3階席のみ)				13,430	23,120	32,820	29,870	44,810	56,020
大ホール (全席)	土曜日 日曜日 祝 日			25,550	42,680	60,740	55,400	83,210	103,420
大ホール (2・3階席のみ)				17,880	29,870	42,510	38,780	58,240	72,390
一 階 ホール		165	—	3,180					
練 習 室 1		52	30	1,370	1,910	2,310	2,840	3,560	4,790
練 習 室 2		49	20	1,250	1,780	2,310	2,590	3,280	4,450
練 習 室 3		118	120	3,280	4,450	5,470	6,290	8,000	10,810
楽屋1・2・3		24	10	400	510	530	800	930	1,200
楽 屋 4		37	20	530	800	1,030	1,200	1,540	2,060
楽屋事務室		14	5	260	260	400	510	530	800
講 堂		103	80	2,810	3,880	4,740	5,460	7,040	9,480
会 議 室		50	30	1,060	1,370	1,760	2,030	2,570	3,520
講 義 室		49	30	1,220	1,590	2,030	2,290	2,980	4,040
工 作 実 習 室		52	25	1,060	1,500	1,770	2,110	2,810	3,700
美 術 実 習 室		61	28	1,220	1,590	2,030	2,290	2,980	4,040
調 理 実 習 室		64	30	1,370	1,900	2,290	2,810	3,520	4,700
和 室 1		34	40	710	960	1,220	1,500	1,760	2,440
和 室 2		24	30	530	680	890	1,060	1,240	1,770
和 室 3		24	30	530	680	890	1,060	1,240	1,770

※祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいいます。

〔備 考〕

- 1 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、平日の基本使用料に次表の割合を乗じて得た額を加算します。

1人1回当たりの入場料金	加 算 す る 額
1,000円を超え3,000円以下のとき	基本使用料の額の5割に相当する額
3,000円を超えるとき	基本使用料の額の10割に相当する額

- 2 使用者が、商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって無料で入場させる場合は、平日の基本使用料の10割に相当する額を加算します。
- 3 練習又は準備のために使用する場合は、基本使用料の5割に相当する額とします。
- 4 使用許可時間経過後の使用料は、30分につき許可時間帯（午前～午後使用の場合は、午後の時間帯とし、全日使用及び午後～夜間使用の場合は、夜間の時間帯とする。）の使用料の1.5割に相当する額とします。
この場合において、30分未満の端数は15分以上をもって30分とみなします。
- 5 市外の者が使用する場合は、基本使用料の5割に相当する額を加算します。
- 6 冷暖房費は、基本使用料の3割とします。
- 7 舞台操作に要する料金は別に定めます。
- 8 使用料の額（備考第1号から第7号により加算した額を含む。）及び減免後の使用料の納付額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとします。

附属設備及び備品類の使用料

区分	設備品名	単位	使用料 ^円	区分	設備品名	単位	使用料 ^円	区分	設備品名	単位	使用料 ^円
舞台設備	オーケストラ 迫り上げ装置	1式	4,000	照明	ボーダーライト	1列	1,000	音響設備	プロセニアムスピーカー	1組	2,000
	音響反射板	1式	4,000		サスペンションライト	1列	1,000		サイドスピーカー	1組	1,000
	吊物バトン	1本	200		アッパー・ホリゾントライト	1列	1,700		ステージスピーカー	1組	1,800
	所作台	1台	300		ローア・ホリゾントライト	1列	1,700		ハネ返りスピーカー(A)	1組	1,000
	平台	1台	200		トーマンタルタワー	1列	800		ハネ返りスピーカー(B)	1組	700
	足類	1台	50		第1シーリングライト	1列	1,200		M Sステレオマイク	1本	2,000
	開丁場	1台	200		第2シーリングライト	1列	800		コンデンサーマイク	1本	1,000
	松羽目	1式	1,500		センターピンスポットライト	1台	2,400		ダイナミックマイク(A)	1本	800
	金屏風	半双	800		コンダクタースポットライト	1台	2,000		ダイナミックマイク(B)・DI	1本	500
	人形立・支木	1本	100		第1フロントサイドライト	1組	1,000		ワイヤレスマイク	1本	1,500
	絞り緞帳	1張	500		第2フロントサイドライト	1組	800		マイクスタンド	1台	300
	幕類	1張	700		フットライト	1列	800		レコーダー	1台	1,000
	映写スクリーン	1式	1,000		天井反射板ライト	1式	2,500		プレーヤー	1台	1,000
	地がすり	1枚	1,000		スポットライト1.5kw	1台	300		ミキサー	1台	2,500
	緋毛氈	1枚	300		スポットライト1kw	1台	250		周辺機器(2ch)	1台	1,000
	座布団	1枚	150		スポットライト650w	1台	200		三点吊マイク装置	1式	500
	指揮台	1台	200		スポットライト500w	1台	200		エレベーターマイク装置	1式	1,500
	譜面台	1台	100		ストリップライト(A)	1台	200		P A席テーブル	1台	700
	演台・花台	1式	1,000		ストリップライト(B)	1台	200		持込機器電力	1kw	150
	司会台	1台	600	映像機	特殊効果機器(A)	1台	1,000		映写機 35mm	1式	6,000
舞台設備	テーブル	1台	200		特殊効果機器(B)	1台	500		映写機 16mm	1式	3,500
	楽士用椅子	1脚	100		スタンド	1台	150		スライド映写機	1式	700
	チェロ椅子	1脚	150		先玉	1個	200		持込機器電力	1kw	150
	バス椅子	1脚	150		アイリスシャッター	1台	400	楽器	スタインウェイフルコン	1台	10,000
	リノリューム	1枚	400		自在カッター	1台	200		ヤマハフルコン	1台	4,000
					種板	1枚	200		チェンバロ	1台	7,000
					コンセント	1kw	200		ピアノ等調律		実費
								その他	浴室・シャワー室	1室	1,100
									姿見	1枚	700
									舞台・音響・照明操作		実費

(注) 附属設備の使用料は午前・午後・夜間の区分にかかわらず1日1回とします。
(平成10年4月1日改正)

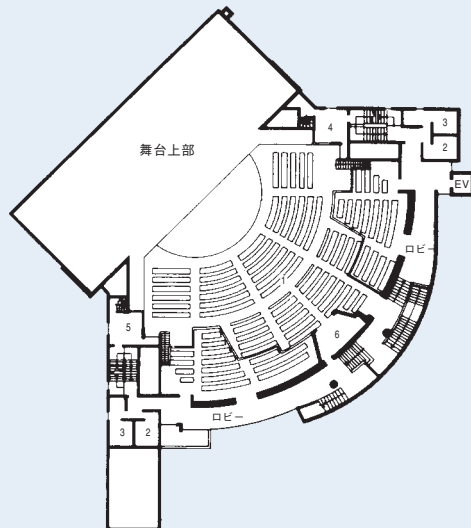
各階平面図

1階平面図



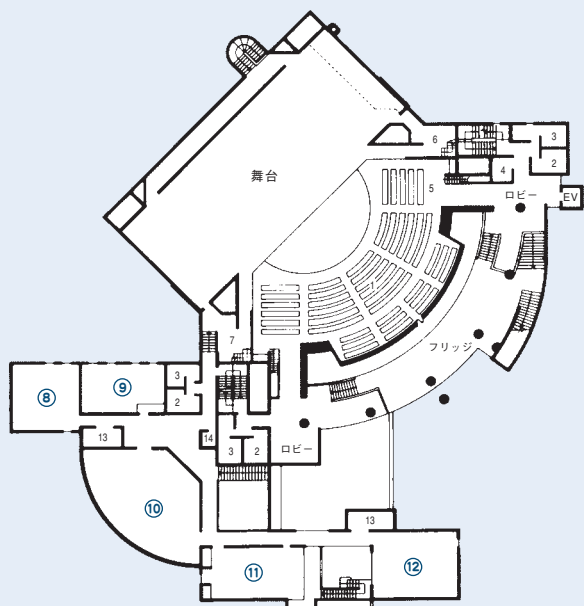
- ① 風防室
- ② 男子便所
- ③ 女子便所
- ④ 物品庫
- ⑤ エレベーター機械室
- ⑥ 管理事務室
- ⑦ 喫茶 紫音
- ⑧ 厨房
- ⑨ パネル庫
- ⑩ 楽屋事務室
- ⑪ 楽屋1
- ⑫ 楽屋2
- ⑬ 楽屋3
- ⑭ 楽屋4
- ⑮ シャワー室
- ⑯ 作業場
- ⑰ 大道具庫
- ⑱ ピアノ庫
- ⑲ 補助椅子庫
- ⑳ 舞台迫ピット
- ㉑ 給湯室
- ㉒ 職員休憩室
- ㉓ 和室1
- ㉔ 和室2
- ㉕ 和室3
- ㉖ 水屋
- ㉗ 空調機械室
- ㉘ 身障者便所
- ㉙ 講堂
- ㉚ 会議室
- ㉛ 講義室
- ㉜ 收藏庫
- ㉝ 工作実習室

3階平面図



- ① 客席
- ② 男子便所
- ③ 女子便所
- ④ 調光室
- ⑤ 音響室
- ⑥ 映写室

2階平面図



- ① 客席
- ② 男子便所
- ③ 女子便所
- ④ 身障者便所
- ⑤ 車椅子席
- ⑥ 上手出待
- ⑦ 下手出待
- ⑧ 練習室1
- ⑨ 練習室2
- ⑩ 練習室3
- ⑪ 美術実習室
- ⑫ 調理実習室
- ⑬ 空調機械室
- ⑭ 給湯室

4階平面図



- ① 客席
- ② 男子便所
- ③ 女子便所
- ④ ユニットラック室
- ⑤ アンプ室



ホール座席表

台

S (=107)



- S～E()内の数字は、各級席の合計並びに各ブロックごとの席数計です。

施設の概要

所在地	新発田市中央町4丁目11番7号
着工	1978年11月6日
竣工	1980年3月10日
開館	1980年4月23日
敷地面積	9,890㎡
建築面積	2,054㎡
延床面積	5,648㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階、地下1階
総工費	1,550,000,000円

施設名	備考	施設名	備考
大ホール	固定804席、移動107席、車椅子用5席	講堂	ポータブルマイク
楽屋 1	和室2帖	会議室	
楽屋 2	和室10帖	講義室	
楽屋 3		工作実習室	
楽屋 4		美術実習室	
楽屋事務室	冷蔵庫(小)1台	調理実習室	冷蔵庫(大)1台、電子レンジ1台 他
練習室 1	アップライトピアノ1台	和室 1	水屋
練習室 2	鏡、バレエ用手すり	和室 2	
練習室 3	グランドピアノ1台	和室 3	
一階ホール	グランドピアノ1台		

新発田市民文化会館案内図

